

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立に抗議し、秘密保護法制により国民の権利が不当に侵害されないことを求める会長声明

1 2024（令和6）年5月10日、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（以下「本法」という）が成立した。

本法には、以下の内容が含まれている。

- ① 重要経済基盤（重要なインフラや物資のサプライチェーン）に関する一定の情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であるもの等（「重要経済安保情報」）を秘密として指定すること
- ② 「重要経済安保情報」の取扱い業務は、政府が実施する適性評価（セキュリティ・クリアランス）により、重要経済安保情報を漏えいするおそれがないと認められた者に制限すること
- ③ 「重要経済安保情報」を漏えいした者や不正に取得した第三者に刑事罰（最高5年の拘禁刑）を科すこと

2 当会は、特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という）に関しては、2012（平成24）年5月17日に「秘密保全法制に反対する会長声明」を、2013（平成25）年11月20日に「特定秘密の保護に関する法律案に強く反対する会長声明」を、同年12月26日に「特定秘密保護法の早期の改廃を求める会長声明」をそれぞれ発し、同法には、表現の自由、プライバシーの権利保護から問題があることを指摘してきた。

それにもかかわらず、本法は、特定秘密保護法における「特定秘密」よりも広範な情報を「重要経済安保情報」に指定するほか、適性評価の対象者を拡大するなど、特定秘密保護法の内容を同法の改正によらず実質的に拡大するものであって、基本的人権の尊重の観点から、以下のような重大な問題がある。

- ① 「重要経済安保情報」の範囲が抽象的であり、極めて広範かつ不明確であるため、恣意的な秘密の指定がなされる重大な懸念があること
- ② 適性評価の対象が、公務員のみならず、大学、研究機関等の民間人やその家族に

まで及ぶほか、評価のための調査事項も、家族の氏名・住所等、犯罪歴、薬物の濫用、精神疾患、飲酒についての節度、経済的な状況など多岐にわたり、これらの個人情報に政府が収集・管理することによりプライバシー侵害が生じるおそれがあること

③ 刑事罰の対象となる漏えいには過失犯も含まれるなど、構成要件は極めて不明確で罪刑法定主義の観点から問題があり、恣意的な運用によって処罰範囲が広範に及ぶことにより、報道の自由や知る権利への悪影響が生じるおそれがあること

3 そもそも、秘密保護法制に関しては、その廃止又は抜本的な改正が必要であるが、少なくとも、国民の知る権利及びプライバシー権を保障する観点から、以下のような改正又は運用の確立が求められる。

① 政府による違法な行為を秘密として指定してはならないと法定すること

② 公共の利害に関わる事項を明らかにしたことによって刑事責任を問われることがないこと

③ 政府から真に独立した第三者機関により適正な秘密の指定がなされているかをチェックすること

④ 一旦秘密に指定した事項が期間の経過等によって公開される仕組みをつくること
しかし、本法の成立に際しては、上記についての検討が全くもって不十分であった。

4 よって、当会は、本法の成立に強く抗議するとともに、政府に対し、本法を含む秘密保護法制により国民の権利が不当に制限されることのないよう、必要な法改正等を強く求めるものである。

2024年（令和6年）8月21日

茨城県弁護士会

会長 篠崎 和 則